

# 草津市ふるさと寄附特産品等提案募集要項

## (ふるさとチョイス掲載分)

### 1. 趣旨

草津市では、一定額以上ふるさと寄附をしていただいた方に、お礼として特産品を贈呈する制度を実施しており、例年多くの寄附をいただいております。

草津市ならではの特産品を通して、全国の皆様に草津市の魅力を感じていただき、草津市の認知度およびブランドイメージの向上を目指しています。

ふるさと寄附特産品として、積極的に草津市の魅力や特産品をPRしていただける提案を募集いたします。

### 2. 応募資格

- ①市内に事務所・販売所・工場等を有する法人とその他の団体または個人事業者
- ②草津市税を滞納していないこと。
- ③暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
  - ウ 役員等（競争入札に参加する法人の代表者もしくは役員またはこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者がいる法人
  - エ 競争入札に参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
  - オ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

※ただし、上記の条件に適合しても、市が適当でないと認めた場合は、お断りをする場合があります。

### 3. 特産品等の提案条件

- ①草津市の魅力およびイメージ向上、地域産業の活性化に該当するものであること。
- ②総務省において定められている地場産品基準を満たしていること。
- ③全国の寄附者への提供（発送）が可能であること。※限定期間、限定数のあるもの

も可。

- ④輸送や保存に際し、品質が保持されること。
- ⑤特産品等の在庫の確保や配送日、品質等、特産品に関する全ての問合せ、苦情等について、事業者の責任において対応できること。
- ⑥寄附金額の基準を満たすもの。

品代、梱包材料、消費税等を含む合計金額が、寄附金額に対して3割程度であること（送料除く）。ただし、市は寄附金額の3割を超過した部分の支払いをしない。

※寄附金額は総務省の基準に基づき、品代、梱包材料、消費税等を含む代金の合計金額をもとに、10,000円単位を基本として本市が最終決定します。ただし、提案品の金額によっては1,000円単位で寄附金額を設定することも可とします。

#### 4. 特産品等のPRについて

ふるさと寄附ならびに特産品の情報発信については、広報課が行います。

##### (1) ふるさと寄附ポータルサイトへの掲載

本市では、「ふるさとチョイス」を始めとしたふるさと寄附ポータルサイトにおいて、特産品等の紹介ページを設け、寄附を募集しております。サイト毎に閲覧するお客様の層が異なる部分があることから、出品により、販路拡大が図れます。  
※各サイト毎に登録手続きが必要となります。

##### (2) 草津市公式ホームページへの掲載

草津市公式ホームページにふるさと寄附関連ページを設け、ふるさと寄附の促進や特産品等の紹介を行うとともに、各ポータルサイトへのアクセスを促します。

##### (3) チラシ・リーフレット等の同梱

特産品等発送時に、企業や商品のチラシ・リーフレットを同梱していただくことが可能です。販売先の拡大に御利用ください。

また、本市よりチラシ、リーフレット等の同封を依頼させていただく場合があります。

##### (4) その他広報

新聞・ムック本・テレビなど、取材の要望や掲載依頼があった場合、商品の写真や説明を掲載することがあります。原則として、取材・掲載にかかる料金等の請求はいたしません。

#### 5. 提案方法

下記提出書類を持参または郵送、メールにより御提出ください。

※草津市のふるさと寄附に初めて参加される事業者様は、必要書類を持参していただきますようお願いいたします。

なお、下記書類①（申込書）についてはデータ（Word形式）も御提出ください。

## 【提出書類】

- ①ふるさと寄附に係る特産品等提案申込書（様式1、別紙）
- ②市税納税証明書（写し可）※草津市役所1階税務課窓口で取得できます  
〈法人・組合の場合〉  
草津市発行の直近分の法人市民税納税証明書  
〈個人の場合〉  
草津市発行の直近分の市税納税証明書

※詳細は草津市役所1階 税務課へお問合せください

- ③誓約書
- ④特産品等の写真データ  
JPEG形式等で鮮明なものをメールにてお送りください。  
お預かりしたデータは、書籍やプレスリリース等の広報に使用させていただくことがございます。  
※こちらで編集させていただくことがございます。  
※インターネット上のPRでは、作成中や使用時、飲食の様子をイメージしやすい写真が、注目されやすくなります。写真の内容も御検討下さい。  
例) カットされた果物、焼き肉・すき焼き・しゃぶしゃぶ等調理中の写真、  
作成中の風景、栽培中・収穫直後の新鮮な状態がわかるもの等
- ⑤出荷管理システム利用申請書（様式3） ※任意

※草津市入札参加資格登録をされている事業者については上記書類②、③を省略できます。

※①の申込書（別紙）については、特産品提案内容が新規または変更の場合のみ提出してください。継続の場合、前年度に掲載した内容をもとに、掲載を行います。

※②の納税証明書の取得が困難な場合は、市税の滞納がないことを証明する書類の提出も可とします。

※⑤についてはシステム利用希望者のみ提出して下さい。一度御登録いただいている場合、提出は不要です。

※当該提出書類については契約更新時または提出が必要と認められる場合、必要書類の提出を求めるものとします。

## 【受付場所】

草津市役所 総合政策部 広報課（3階）

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-6977

FAX：077-561-2483

Mail：[koho@city.kusatsu.lg.jp](mailto:koho@city.kusatsu.lg.jp)

### 【受付期間】

随時 ※持参の場合は、午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

## 6. 特産品等、寄附金額の決定および契約

### （1）特産品等の決定

①提出書類に基づき、提案条件を満たしているか選定いたします。

※必要に応じて聞き取りを行う場合がございます。

②金額や内容、特産品等の総数や構成等バランスを考慮した上で、決定します。

③提供可能な特産品について選定結果を通知いたします。

### （2）寄附金額の決定

寄附金額は総務省の基準に基づき、品代、梱包材料、消費税等を含む代金の合計金額（送料除く）をもとに、10,000円単位を基本として本市が最終決定します。ただし、特産品等の内容によっては1,000円単位で寄附金額を設定することも可とします。

### （3）契約

決定した特産品等については、事業者様と本市とで契約を締結し、寄附者から申し出のあった特産品を事業者から草津市が購入します。

寄附金額に応じて、品代、梱包材料、消費税等を含む代金（寄附額の3割以下）と、別途送料をお支払するものとして契約します。

契約期間については、最大5年間とし、契約期間内に変更が必要となった場合、変更契約を締結するものとします。

また、市は、特産品等取扱事業者及び特産品等が本要項に定める条件を満たさなくなったときや、適当でないと認めた場合、その他契約の見直しが必要となった場合は、契約期間内であっても契約を取り消したり、特産品等の変更や停止を求めることがあります。

## 7. 特産品等の発送方法および請求方法

### （1）特産品等の発送方法

原則として毎週木曜日に草津市よりメールで発注を行います。発注書を受領してから1週間以内に寄附者に特産品等を送付してください。ただし、特産品等の作成や準備等に日数が必要な場合や発注が集中する時期、また、寄附者の御都合による場合等、この限りではありません。

※草津市では、ふるさと納税管理システムを導入しており、インターネット環境やパソコンをお持ちであれば、ピッキング作業や配送伝票の印刷等、発送作業簡便化のための「出荷依頼管理システム」を無料で御利用いただけます。御希望の場合は、出荷管理システム利用申請書（様式3）を御提出ください。

システムを利用しない場合は、メールまたはFAXにて発注します。

### （2）請求方法

月末までに送付した特産品代合計、送料合計をそれぞれ一括し、月毎に御請求ください。請求の際は、出荷明細書（出荷管理システムより出荷可）等および送料代が確認できる資料を添付してください。

請求書内に記載が必要な項目については、別紙「ふるさと寄附にかかる特産品等発送・請求手順書」「請求書（例）」をご確認ください。

## 8. 特産品等の再送対応について

以下の場合、特産品等の代金・送料を事業者負担で再送対応いただきます。

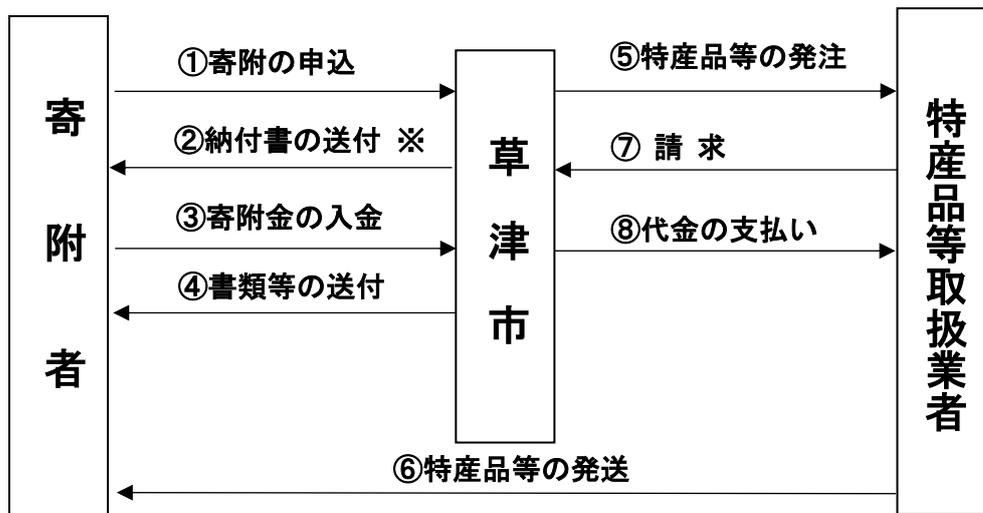
①発送ミス（発送先・不在日・配達希望日・配達希望時間帯等の指定があったにもかかわらず、発送に反映されていない、常温・冷蔵・冷凍等の発送方法間違い等）が原因で正常にとどけられなかった又は希望するお礼品ではなかった場合。

②特産品等に不備（異物混入・賞味期限切れ等）があった場合。

※上記の各項目に該当しない事案が生じた場合においても、本市と協議のうえ事業者負担で再送対応をいただく場合があります。

### <ふるさと寄附の流れ>

※クレジットカード等による納付の場合、「②納付書の送付」はありません。



## 9. 留意事項

(1) 特産品等取扱事業者は、市から提供を受けた寄附者の個人情報（ふるさと寄附以外）の目的で使用せず、また第三者に漏らさないでください。この取り扱いは、特産品等取扱事業者でなくなった場合も同様とします。

(2) 国等のふるさと寄附に関する通知等により、必要に応じて本要項を予告なく変更する場合がありますので御了承ください。